



1. 住宅改修・福祉用具相談支援センターとは

1993（平成5）年7月 「補助器具センター」 設立

武蔵野市では、介護保険施行以前より福祉用具、住宅改修をはじめとした住環境整備への専門職の適切なかわりを重要と考え、リハビリテーション専門職からなる武蔵野市高齢者補助器具センターを1993（平成5）年に設置しました。単なる補助金の給付ではなく、リハビリテーション専門職による住環境整備のプランニングの給付を、という考えのもと、生活全般の相談を受け、必要があれば福祉用具の給付・貸与、住宅改修の給付、介護者などへの技術指導、情報提供等を実施してきました。この中で、福祉用具や住宅改修の活用により生活が大幅に改善が可能となりました。

2000（平成12）年4月 介護保険施行

「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」が介護保険サービスに位置づけられました。

介護保険制度施行後は、「障害のある方々や高齢者の方々が寝たきり状態になるのを予防し、住み慣れた地域において生き生きと生活すること」とし、目的も「介護予防」「自立支援」へと大きく変わっていきました。そのため、医療の関わりが高い方の相談依頼が増加しています。より、安楽で心身への負担がないように住環境を整える必要性が高まりました。

福祉用具は日々開発され、様々な機能や種類、形状、色のものが市場に出回るようになり、その用具の特性や使用方法、介助方法についての相談お受けしています。住宅改修では手すりの設置や段差解消のみでなく、住まい方の工夫等の提案をさせていただいています。

2019（平成31）年 名称変更 「住宅改修・福祉用具相談支援センター」

これは「武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」で以下のような機能拡充が記載され、これに対応した形です。

*より効率的かつ効果的な住宅改修・福祉用具の活用による在宅生活の継続支援。

*中・重度の要介護高齢者の介護負担の大きな要因である排泄ケアに関する相談機能を強化すること。特に夜間の排泄ケアに対応すること。

*ケアプラン指導研修事業によるケアマネジャー支援の充実

より身近で専門的な相談窓口として、市民やケアマネジャーにより良いサービスを提供することを企図しています。

2. 人員体制

- ・作業療法士、理学療法士：住環境整備全般（介護保険制度でいう住宅改修・福祉用具含む）
- ・言語聴覚士：コミュニケーション障害、高次脳機能障害、摂食嚥下機能障害
- ・排泄ケア専門員（コンチネンスアドバイザー、看護師）：排泄機能の障害

3. 事業内容

- ①住環境整備等に関する総合相談
- ②介護保険制度住宅改修適正化事業
- ③福祉用具の短期貸出
- ④市の独自事業の実施
- ⑤専門相談（排泄相談 / 言語聴覚士）
- ⑥広報、普及、展示に関する事業
- ⑦関係機関との連携
- ⑧人材育成
- ⑨ケアプラン指導研修事業



相談担当職員（2021年1月現在）
牧野排泄ケア／山口ST／堀家OT／原PT